平成２３年（フ）第１０５号
新潟県南魚沼市茗荷沢596番地４、前住所新潟県南魚沼市門前542番地４
債務者　井口　節子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市児島上の町２―７―28　ジョイフルポート岡Ａ号棟201、住民票上の住所愛知県安城市根崎町東石谷18番地
債務者　石原　啓子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
愛知県岡崎市上六名４丁目５番地９　パークサイド三島Ｂ―113
債務者　鈴木　和美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
岡山県倉敷市神田１丁目７番13号　ディアス創202
債務者　竹井　吉利
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
岡山県倉敷市西阿知町西原860番地１
債務者　倉岡美津子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
岡山県倉敷市西中新田97番地９
債務者　橘　裕由樹
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６１４号
さいたま市浦和区上木崎３丁目２番７号
債務者　古川　直美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３０号
さいたま市南区辻８丁目６番７号　プラザシャルマン101
債務者　新垣　正俊
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４４号
埼玉県上尾市仲町２丁目11番19号　メゾンド・フローラー202
債務者　武田　順子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
北海道標津郡中標津町川西１丁目10番地５イイヤマハイツ105、住民票上の住所北海道標津郡中標津町川西１丁目10番地５
債務者　稲舩　智也
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２６１号
愛知県知立市谷田町西１丁目６番地６　エクセレントハウス106号
債務者　伊藤　彰成
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
愛知県岡崎市真宮町９番地９　明和荘102
債務者　山本　　明
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
愛知県安城市桜町21番38号　ハイツミユキ203
債務者　アゲインこと　米津ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４２４号
大阪市城東区蒲生１丁目１番17号　サン岩本ビル205
債務者　野田マサ子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４５号
大阪府高槻市京口町５番３号
債務者　牧野　慎平
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１４９号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地１街区５棟301号
債務者　氏家　富江
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部